

平成15年1月15日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区紀尾井町4番3号  
泉館紀尾井町ビルディング

日本リテールファンド投資法人  
代表者名 執行役員 廣本裕一  
(コード番号8953)

問 合 せ 先

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
代表取締役副社長 浅井秀則

TEL. 03-3511-1692

### 資産運用委託契約の一部変更に関するお知らせ

本投資法人が三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社と平成13年9月13日付で締結した資産運用委託契約第8条第1項に関し、下記の変更を行いましたので、お知らせ致します。

#### 記

変更後	変更前
<p>第8条（資産運用報酬）第1項</p> <p>甲は、甲の直前の決算期の翌日から3か月目の末日までの期間（以下、「計算期間」という。）および当該末日の翌日から決算期までの期間（以下、「計算期間」といい、「計算期間」とあわせて「計算期間」という。）ごとに下記に定める資産合計額に年率100分の0.6を乗じた額（1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算する。）を各計算期間ごとの資産運用報酬として、各計算期間の翌々月の末日までに乙の指定する口座に入金する方法で支払うものとする。</p> <p>（計算期間における資産合計額）</p> <p>このとき、資産合計額は、甲の直前の決算期の貸借対照表（投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。以下、本条において「貸</p>	<p>第8条（資産運用報酬）第1項</p> <p>甲は、各決算期毎に資産合計額に年率100分の0.6を乗じた額を資産運用報酬として、各決算期間の翌月末までに乙の指定する口座に入金する方法で支払うものとする。</p>

借対照表」という。)に記載された資産合計額に、当該決算期の翌日から計算期間の末日までの期間に甲が規約第12条所定の資産(以下、本条において「主要投資対象資産」という。)を取得または処分したときは、当該期間中に取得した主要対象資産の取得価額の合計(X)と同期間中に処分した主要投資対象資産の直近の貸借対照表価額の合計(Y)との大小により、以下に定める金額を加減して算出した額とする。

XがYより大きいか等価の場合、XとYとの差額を加える。

XがYより小さい場合、処分した主要投資対象資産の売却価格の合計(Z)とYとの差額を加える(差額が負の値の場合はその絶対値を減じる)。

(計算期間における資産合計額)

このとき、資産合計額は、計算期間の末日を基準とした決算期の貸借対照表に記載された資産合計額とする。

以 上